

出来事（2013年7月）

1. 厚労省 アルミニウム含有膨脹剤の使用量低減化の依頼！

7月1日厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長より、「硫酸アルミニウムカリウム及び硫酸アルミニウムアンモニウム含有する膨脹剤の使用量の低減について」（依頼）が、日本食品添加物協会会長、全日本菓子協会会長、一般社団法人日本パン工業会会長理事、日本プレミックス協会会長、全日本パン協同組合連合会会長宛に発せられました。これは、アルミニウムを使用した食品群を多く摂取する一部の1～6歳の小児（上位5%程度）において、PTWI（暫定耐容週間摂取量）を上回るとの調査結果が出たからです。

硫酸アルミニウムカリウム（カリウムミョウバン）や硫酸アルミニウムアンモニウム（アンモニウムミョウバン）は、菓子やパンに限らず加工食品に幅広く使用される食品添加物ですが、「キャリーオーバー」等の理由で殆ど表示されておりません。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoushokuhin/syokuten/aluminum/index.html

2. 食品添加物の新規指定

7月は、新たな食品添加物の指定はありませんでした。

3-エチルピリジン（香料）、ピリメタニル（ポストハーベスト）、酢酸カルシウム、酸化カルシウムの指定のためのWTO通報がなされています。さらに、アンモニウムイソバレレート、アドバンテーム（甘味料）、ポリビニルピロリドン、ひまわりレシチン、グルタミルバリングリシン、クエン酸三エチル等を指定するための健康影響評価や使用基準の設定等の手続きが継続されています。

3. 香料の類指定における品目消除.

6月25日、安全性の問題で、「3-アセチル-2,5-ジメチルチオフェン」が消除されました。

(3,102品目⇒3,101品目)

7月25日、「類又は誘導体として指定されている18項目の香料に関するリストについて」を発売し、香料の18類について整理されました。

(3,102品目⇒3,09品目)

4. 遺伝子組換え食品添加物

○安全性審査が終了し公表された遺伝子組換え食品及び添加物リスト

(16品目、前月と変化なし) <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list.pdf>

○安全性審査が終了した遺伝子組換え食品及び添加物リスト

(53品目、前月と変化なし) <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list3.pdf>

○安全性審査継続中の遺伝子組換え食品及び添加物リスト

(7品目、前月と変化なし) <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list2.pdf>

○組換えDNA技術応用食品及び添加物の基準適合が確認された施設一覧

(1施設2品目、前月と変化なし) <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list4.pdf>

5. 食品の放射能問題

1) 原子力災害特別措置法に基づく出荷制限が頻繁に発令されます。(その事例です。)

7月3日 千葉県手賀沼及びこれに流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)で採捕されるコイ

7月5日 福島県会津地区及び南会津地区で捕獲されるイノシシの肉について

2) 出荷制限: 福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の一部の食材 (7月30日現在)

6. 8月1日、栄養表示基準の改正のための WTO 通報 (TBT 協定)

1) 件名: 栄養表示基準の改正

2) 対象品目: 包装加工食品

3) 趣旨及び目的: 栄養成分表示をする場合、栄養成分の誤差の許容範囲にとらわれない新しい規則を追加する。

4) 適用予定日: 官報に公示する。

5) 意見提出先: 消費者庁食品表示企画課

6) 意見提出期限: WTO 事務局から配布された後 60 日間

7. 「健康食品」の発がん性の疑い

WHOの外部機関である国際がん研究機関(IARC)が、「モノグラフ 108」を公表しました。いわゆる「健康食品」の一部がグループ 2B(発がん性の可能性あり)に分類されました。

アロエベラ全葉抽出物(下剤、香料、サプリメント、化粧品): グループ 2B

イチョウ葉抽出物(香料、サプリメント、医薬品): グループ 2B

ゴールドデンシール根粉末(炎症予防): グループ 2B

カバ抽出物(飲料、サプリメント、化粧品など): グループ 2B

プレゴン(ペニーローヤルオイルの成分): グループ 2B

8. 多動性行動と関連する色素を含まないメーカー(英国 FSA)

英国 FSA は、英国サウサンプトン大学の研究結果に基づき、サンセットイエロー(黄色 5 号)、キノリンイエロー(日本は未指定)、カーモイシン(日本は未指定)、アルラーレッド(赤色 40 号)、タートラジン(黄色 4 号)、ポンソー 4 R(赤色 102 号)の 6 種のアゾ系色素を子どもが摂取する食品に使用しないように誘導してきました。

7月5日に公表されたリスト(7月1日付け)には、95社で100を超えるブランドが記載されています。

<http://food.gov.uk/policy-advice/additivesbranch/foodcolours/colourfree/manufacturers>

9. 魚油サプリメントが前立腺がんに関連（英国）

英国の国民保健サービス（NHS）は、7月11日の記事で、「オメガ3魚油サプリメントを摂ると進行性の前立腺がんリスクが70%増えるかもしれない」と報道しました。

<http://www.nhs.uk/news/2013/07July/Pages/fish-oil-supplements-linked-to-prostate-cancer.aspx>

10. データ改竄が治験に陰（日本）

サイエンス Vol.34 pp.223 (2013年7月19日).

京都府立医科大学（KPUM）の元教授がバルサルタンの治験でデータを改竄した疑いがあり、その謝罪記者会見が写真入りで報じられました。他大学でもこうしたデータ改ざんやデータ捏造が発覚しており、日本の研究に疑いが掛けられています。大変残念なことです。

11. 輸入食品の違反事例

- ・ 阪和興業株式会社がベトナムから輸入した「冷凍養殖むき身えび」及びクラレイ株式会社がベトナムから輸入した「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）」の命令検査で、エンロフロキサシン 0.01ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・ 株式会社フクナガが英国から輸入した「醗酵茶 混合したもの」の行政検査で、指定外添加物であるキノリンイエローの使用が判明し、廃棄、積戻し等が指示されました。

（作成：2013年8月3日）